

国際法の歴史

野澤 基恭¹

I 国際法の定立

1 国際社会の起源と国際法

国際法を国家間の関係を規律する法として捉えた場合、統一された国内社会が確立したものであるものの国家の起源を確定することは、容易ではない。複数の行為主体（国家とは言えないかも知れない）が並存し、相互に関係を規律するルールを作り秩序を維持するという社会は、歴史上は存在した。古代エジプト、中国、インド・メソポタミア・古代ギリシア、ローマの都市国家がそれである。そこでの国家（行為主体）間の関係を規律するルールを古代国際法と呼ぶこともある。しかし、これらのルールは当該社会の消滅とともに姿を消してしまい、現在の国際社会、そしてそれを規律する国際法とは何ら関連性を持つものではない。

そう考えると、現在私たちがその中で生活している国家、そしてその国家が並存する国際社会、更にその関係を規律している国際法の起源は、いつ、どこに求めることができるのだろうか。ここでは、「主権国家の誕生」が一つのキーワードとなる。中世ヨーロッパは長きにわたって宗教的にはローマ法王、世俗間においては神聖ローマ皇帝の支配によって封建秩序が維持されていたが、中世末期から近代初期にかけて起こったルネサンスと宗教改革によってそのような中世的秩序は崩壊し、地方領主が国家として独立を獲得していった。この独立国家の地位を表す概念が「主権」である。主権概念を初めて明確にしたのは、ジャン・ボダン（1530～96）であった。ボダンは主権を「国家の絶対的かつ永続的権力」と捉え、これによって封建勢力を排除し中央集権的な国家権力を作り上げ、その上で近代国家の確立を目指したのであった。また、ボダンの主権概念の特徴としては、主権は専ら対内的なもの（対内主権）として捉えられ、対外主権については問題視されなかったこと、また主権は全く無制限のものではなく、主権者は自然法や神の法には拘束されるというものであった。

いずれにせよここに、西ヨーロッパという限られた地域ではあるが、多くの主権国家が誕生したことにより、近代国際社会の起源を見いだすことができる。そして、この時代の流れの中で国際法は形成されていったのである。

2 30年戦争とウエストファリア条約

近代国際社会誕生の過程において、国際法的にも宗教的にも注目すべき出来事として忘れてはならないのが、「ウエストファリア条約」（1648年）である。多くの国際法、国際関係論等の教科書が、この条約以降の国際社会をウエストファリア体制といい、国際社会の

¹ 平成国際大学教授

起源をこのウエストファリア条約に置くことでほぼ一致している。

ドイツ国内における宗教上の混乱に端を発した「30年戦争」は、当初は地域的宗教戦争としての様相を呈していたが、その後、ドイツと利害関係を持つヨーロッパ各国が介入し、最終的には全ヨーロッパを巻き込む、領土争奪大戦争へと発展していった。この戦争を終結させるべく、1644年に北ドイツのウエストファリア地方（ミュンスターとオスナブリュック）で国際会議が開催され、ヨーロッパ66カ国の代表者がそこに集まった。その結果、1648年10月24日に「ウエストファリア講話条約」（ミュンスター条約とオスナブリュック条約）が締結され、西ヨーロッパが新たな道を歩み出すきっかけとなった。ウエストファリア条約によって、宗教においてはアウグスブルクの和議の内容が確認されカルバン派の信教の自由が認められ、更にカトリック、プロテスタントの如何に関わらず対等の権利が認められた。領土に関しては、フランスとスウェーデンの領土が拡大され、ドイツも勝利者となり北ドイツのブランデンブルクが大国となった。またスイスとオランダの独立が正式に認められた。政治体制としては、「皇帝絶対主義」は姿を消し、法律の制定や防衛、戦争、講和、同盟などの決定には帝国議会の承認が必要となった。国際法に関しては、講和条約という国際法によって戦争の終結がもたらされ領域の画定がなされた。これにより各地に点在する領邦諸侯には対内的にも対外的にもほぼ完全な主権が認められ、結果としておよそ350の主権国家が成立した。

30年戦争を終結させたウエストファリア会議は、その後戦争終結のたびになされる国際和平問題処理のための講和会議の先駆けとなったものである。また視点を変えていえば、ウエストファリア会議は、大局を捉えヨーロッパ全体の秩序形成を視野に入れたものであり、現代国際法の共通利益、国際公益の考え方に通ずるものである。

3 近代国際法学の確立と国際法学の英雄時代

国際法は、国際社会が成立する過程で西ヨーロッパのキリスト教国間において確立したものであることは既に述べたとおりであるが、具体的にどのような種類の国際法が成立し、執行され更に適用されていたのであろうか。ここでは、その中で代表的な者を列挙し概観してみたい。

伝統的国際法においては政治的、軍事的なものが主流であった。具体的には、海洋法、外交使節、戦争、領域に関するものであった。海洋法に関しては、ギリシア、ローマ時代から地中海、バルト海が国際通商路として使われ、海上通商の慣習諸規則が確立された。これらが、13世紀から14世紀にかけて法典化され（コンソラート・デル・マーレ）各国の言語に翻訳された。また、外交使節を派遣しそれを接受するという行為は、外交関係を円滑に進めるために重要なことであるが、この制度は13世紀頃イタリアの都市国家間に端を発する。その後15世紀にはヨーロッパ各国間で行われるようになったが、当時としては常設的なものではなくその都度臨時代表の派遣や交換であった。常駐使節の交換という形式が制度として確立したのは、ウエストファリア条約以降のことである。また外交官の地位が国家の代表として、特別に保護させるようになると、国際法上の外交特権免除が確立することになった。さらに、16、17世紀のヨーロッパは、領邦諸侯たちが国家形成に向けて覇権争いを行い、絶えず戦争が繰り返されていた。その中で、当時の法学者、神学者たちが（ゲンチリス、グロティウス）、正当な理由がなければ戦争に訴えることはできな

いとする戦争に関するルール「正戦論」を主張するようになった。そして、ウエストファリア講和会議以降、戦争に関する多くの国際法が制度として発展していった。また戦争が国内行政に及ぼした影響も大きい。戦争が恒常化することにより、常備軍が創設されるようになった。それまでの傭兵や志願兵から兵役の義務化により国民の多くが直接戦争に参加し軍隊を組織した。そして軍隊を維持するために租税制度が確立し、国家機構の仕組みの中に組み込まれることになった。

この時代は、多くの法学者、神学者が国内法より上位にある法の存在を主張するようになり、これらが万民法や国際法として発展していった。そしてその過程で多くの国際法学者が輩出され、近代国際法上のルールが確立されていった。それゆえ、この16世紀から18世紀にかけての時代を国際法学の英雄時代と呼ぶことがある。当時活躍した国際法学者と彼らの思想を概観してみたい。

国際法学は、当時の学者たちからの理論的要請により発達してきたものであるが、その先駆けとなった人物としてスペインの神学者ビトリアとスアレスをあげることができる。彼らの理論の特徴は、神学的根拠に立ち人類社会の普遍性とそこで適用されるべき共通の法（万民法）の存在について説いたことであった。特にスアレスは、万民法が自然法に基づきながらも実定法として存在すると主張した。また彼は、不正に対する刑罰権の行使という形で、戦争の正当性を説いた。これに対して、イタリア出身の法学者であるゲンチリスは、神学ではなく法律的な立場から、外交使節や、戦争の正当原因、講和の方法など具体的な問題を中心に国際法を論じた。この考え方は、次に見るグロティウスの国際法論にも大きな影響を与えた。

オランダ出身のグロティウスは「国際法の父」として知られ、「捕獲法論」、「自由海論」、「戦争と平和の法」などを著し、国際法学の確立と発展に大いに寄与した。グロティウスの国際法論は、先に述べたビトリアとスアレスにおける神学的な思想とゲンチリスの法学的論理を統合したものであった。彼の著作の中でも最も有名な「戦争と平和の法」はグロティウスの国際法学者としての地位を確固たるものにした。著書において、30年戦争における自らの体験の中で、正当な理由がなければ戦争に訴えることはできず（正戦論）、またたとえ正当な戦争であっても、一定のルールと手続の下でなされなければならないと説いた。グロティウスの国際法論は法学的に精緻化されたものであったが、著書の中で聖書や神学者、更には哲学者の説を多く引用することによって自らの論拠の正当性を主張したのであった。このことが多くの学者、当時の為政者の共感を呼び、グロティウスをして「国際法の父」呼ばせしめるゆえんとなった。その後、プーフENDORF、ヴォルフ、バッテルらの活躍によって国際法は発展期を迎えることになるが、グロティウスは彼らにも大きな影響を与えたと言える。

II 近代国際法の発展

1 国際環境の変化と国際法の発展

今まで見てきたように、17世紀中頃ウエストファリア条約をきっかけにして多くの主権国家が誕生することによって、ヨーロッパという限られた地域ではあったが、国際社会が

誕生した。その中で多くの国家実行が積み重ねられ国際法の成立に至るのであるが、ここで忘れてはならないのは、当時のヨーロッパには国家間のルールを受け入れるだけの素地が存在していたことである。それは具体的には、精神的、宗教的、文化的に共有するものがあったということである。すなわち、ヨーロッパは別々の主権国家で構成されていながら、キリスト教という共通の宗教、ローマ法という共通の私法、ルネサンス文化の共有等による同質性を有していたと言える。その中で他国との通商関係における交易や交通の共通ルールが必要になり、資本主義の発展とともにより一層整備された共通ルールが求められるようになった。資本主義が発展していく過程で国際法を取り巻く環境も変化していく。

18世紀から19世紀において、国際法は質的にも、数的にも発展期をむかえることになる。ここではこの時代における国際環境の変化が、実定法としての国際法の確立にどのような影響を及ぼしたか概観する。環境の変化要因としてまず第一にあげられるのは市民革命である。西ヨーロッパ諸国において18世紀半ば頃から、自由を主張する市民階級が力をもち絶対君主の支配からの脱却を主張していた。これがアメリカの独立(1776年)やフランス革命(1789年)等の市民革命に発展し、西ヨーロッパ諸国に波及することになった。この結果、君主による支配を否定し市民が支配する近代民主主義国家が誕生した。こういった変化の中で国際法も変化していくことになる。国家は、君主の所有物ではなく、人民と政府と領域からなるという認識が定着することになった。そうすると主権概念も対内的なものと同質的なものと対外的なものとの峻別され、前者を国民主権、後者を国家主権とみなすようになった。国際法に関係するところでは、条約締結における批准の制度が、君主による内容の最終決定という意味合いは姿を消し、「議会による民主的コントロール」という意味をもつようになった。このような変化に伴い国家承認制度が発展した。

第2に、上記の市民革命とほぼ同時期に進んだ産業革命である。18世紀の後半イギリスに始まった産業革命は19世紀の初めまでにはほとんどの西欧諸国に波及した。市民革命による人権宣言によってさまざまな自由権が保障され、市民が政治、経済、文化のあらゆる分野で活動しはじめ、国境を越えた活動の担い手となった。各国の国内経済は、国際的に原料、市場、労働力等を求める国際経済へと転換し、欧米諸国は競って海外進出を図ったのであった。東南アジアの植民地化、次に述べる中国や日本が開国を余儀なくされたこともこの一環であった。

第3に、産業革命に伴う科学技術の進歩をあげることができる。これによって通信、輸送技術の発展、それに伴い人物の移動、輸出入が活性化した。国際法においては、通商航海条約、国際河川条約が発達した。

2 国際法適用範囲の拡大

周知の通り、17世紀において発展した国際法は西ヨーロッパを起源する。そこには、キリスト教という共通の宗教、ローマ法という共通の私法、ルネサンスによる文化の共有というある種の同質性が存在した。これはある意味では、国際法がよって立つ一つの基盤でもあった。しかしながら国際法を取り巻く環境の変化とともに、これらの同質性は維持されなくなる。そのことは、国際法の適用範囲の拡大の中に見ることができる。ヨーロッパから始まった国際法は、アメリカ大陸に渡り、18世紀後半から19世紀初めにかけて南北アメリカで多くの国が独立し、国際法の適用を受けることになった。しかしながら、まだ

この時点においては、キリスト教文化は維持されていた。非キリスト教国への国際法の拡大は、19世紀の半ばのことであった。まず1842年には南京条約によって中国が、1856年には神奈川条約（日米和親条約）によって日本が、1856年にはパリ条約によってトルコが、国際社会の一員となった。それまでは、キリスト教の教えや神学的発想が、国際法を正当化する根拠となっていたが、非キリスト教国が国際社会の一員として認められると、キリスト教によって国際法を正当化し遵守させることは不可能になった。そこには宗教とは違う科学的な根拠が必要となった。法律としての国際法を考える上において、近代法の契約理論が重要になってくるのである。しかしながら、国際法の主体となったといっても、この時期のアジア諸国は、西欧諸国と同様の文明国とはみなされず、完全なる国際法上の地位が認められなかった。それゆえ、不平等条約の締結を余儀なくされたのであった。その後、文明国のみが国際法上の利益を完全に享受できるという思想が20世紀の初めまで続くことになる。

3 日本における国際法の受容

ペリーが最初に浦賀に来港したのは1853年、翌54年には7隻の軍艦を率いて来港した。この結果、日本はこのような軍事的脅威の下で日米和親条約（1854年）と日米修好通商条約（1858年）を締結することを余儀なくされた。中でも日米和親条約は日本に領事裁判権を強要し、関税自主権を制限するという典型的な不平等条約であった。日本はこのような不平等条約をオランダ、イギリス、フランス等と締結することになった。明治政府の最大の課題は、これら屈辱的な安政の不平等条約を一日も早く改正し、西欧諸国と同等の文明国の仲間入りをすることであった。そのためには、西欧諸国と同様の法制度を構築することが急務であった。

当時の日本は国際法という概念をどのように捉えていたのであろうか。幕末から明治にかけて、わが国では「万国公法」という名称で国際法が知られつつあった。アメリカ人の宣教師ウィリアム・マーティン（当時中国在住）が、ホイートンの著書“Elements of International Law”を中国語に翻訳し、これが『万国公法』として出版され（1864年）、翌年この本が日本でも復刻されたことによる。また明治政府の要請により、西周、津田真道がオランダに留学しライデン大学のフィッセリング教授から国際法を学んだ。そして帰国後、西はその講義録を「和蘭酒林氏万国公法」（1868年）として出版するとともに、政府において万国公法を講義することとなった。その後、明治の初期になって、国内諸法の翻訳に携わっていた箕作麟祥がウールズィ（Theodor D. Woolsey）の著作 Introduction to study of International Law を日本語訳し「国際法・一名万国公法」として出版した。この時期には多くの国際法関係の書籍が出版されたが、これが、国際法という題目を用いた最初の書籍であった。

幕末から明治にかけて、政府内においては国際法に関する知識はほぼ皆無に等しいにもかかわらず、開国以来わが国において生ずる涉外事件はすべて国際法に関係するものであった。幕府にせよ、明治政府にせよ初めて経験するものばかりであった。ヨーロッパで国際法を修得してきた西、津田、箕作らが日本において国際法教授のために尽力すべきところであったのだが、帰国後の彼らの仕事は、主に条約改正のための外国の諸法の翻訳であった。時代の要請からこれはやむを得ないことであった。1日も早く安政の不平等条約を改

正することが明治政府の最も重要な外交課題であったからである。1894（明治 27）年に日英通商航海条約で領事裁判権を撤廃したことを皮切りに、1911 年までにはその他の諸国との関税自主権の回復に成功した。しかしながら、このような状況下で日本において本格的な専攻国際法学者が現れるのは、西らが帰国し 30 年後のことであった。

Ⅲ 近代国際法の変容

1 国際社会の組織化

19 世紀に入り、国際法は本格的に発展期に入った。産業革命によって国際交通の発達に伴い国際貿易が飛躍的に拡大した。この時期の国際法の発展において注目すべきは、諸国家間で締結された条約の数が激増したことである。1815 年のウィーン会議以降の 10 年間に 1 万 6000 もの通商条約が締結されたと言われている。さらに注目すべきは、二国間条約（契約条約）のみならず多数国間条約（立法条約）の増加である。これは幅広い国家間の協調や共通の目的を達成することの必要性が問われた結果と言える。

この過程で、もう一つ忘れてはならないのは国際社会の組織化である。国際法の発展期においては、科学技術の発達や交通手段の進歩とともに国境を越えて人、物の動きがますます活発になった。その過程で考えられたのが緊密で永続的な国家間の組織的協力関係であった。国際社会の組織化の先駆けは国際河川委員会である。ヨーロッパには、複数の国家を貫流したり国境を形成する河川が存在する。これらの河川を国際物資の輸送路として活用するために、条約によって国際河川としての管理運営を行うための委員会を設立した。これを国際河川委員という。ライン川については 1831 年に、ダニューブ側については 1856 年に委員会が設置され、河川に関して管轄権を有し航路の整備・維持・監視等の活動を行った。19 世紀も後半になると郵便、電信、鉄道、著作権、度量衡、工業所有権などの専門的行政分野の共通問題を国際会議で検討し処理する傾向が現れた。定期的で開催されるこれらの国際会議を運営するための事務局が設けられた。これらの事務局を通じての、国境を越えた組織的協力制度を国際行政連合と言う。それらの例として、万国電信連合（1865 年、のちの国際電気通信連合）、一般郵便連合（1874 年、のちの万国郵便連合）、国際度量衡連合（1875 年）、工業所有権保護同盟（1883 年）、国際著作権保護同盟（1886 年）、国際鉄道運送連合（1890 年）等がある。これらの国際行政連合は、たとえ定期的、継続的に開催されていたとしても、依然として参加国の会議体であって、団体としての独立性、一体性、一貫性を欠くものであった。本来の意味での国際機構の登場は、第一次世界大戦後に設立された国際連盟と国際労働機関（ILO）を待たねばならない。

2 戦争の違法化と国際機構の誕生

国際社会の組織化とともに、19 世紀の終わりから 20 世紀の初めにかけて国際法の変容をもたらしたものとして、戦争の違法化がある。周知の通り国際法の発展を考える際に重要な要素となるのが戦争である。戦争観の変遷が国際法の発展に大きく関わってきた。既に述べてきた通り、国際法の創生期においては、ゲンチリスやグロティウスにより、正当な理由がなければ戦争に訴えることはできないとする「正戦論」が唱えられた。特にグ

ロティウスは、自衛、財産権等に対する侵害の救済、制裁の三つを正当事由とし、それ以外で戦争に訴えることを禁止するとした。これは戦争に訴えること自体の合法・違法を規律する法「戦争対しての法」(jus ad bellum)として規定された。しかしながら、戦争が勃発した場合、当事国は何らかの形式で自国の正当性を主張し、正当な戦争としてなされた。正当な戦争であるか否かを客観的に判別することは不可能であった。その結果、戦争そのものが正当であるかどうかよりも、戦争を遂行する際に守るべき規則(方法、手段)が問題となった。これが「戦争における法」(jus in bello)である。19世紀に発展した交戦法規、中立法規はまさに jus in bello であった。このようにして、事実上 jus ad bellum は姿を消し(戦争容認論)、国際法体系は、平時国際法と戦時国際法に分けられ、戦時においては戦時国際法(戦争法=jus in bello)が適用されることになった。

しかし、19世紀の終わりから20世紀の初めにかけて、この戦争観も変容を来すことになる。そのきっかけは1899年と1907年の2度にわたって開催されたハーグ平和会議である。これ以降戦争そのものを国際法上合法とする考えが批判されるようになった。戦争の制限に言及した条約の最初のもは1907年の「ポーター条約」(契約上の債務回収のためにする兵力使用の制限に関する条約)である。この条約の内容は国際連盟規約(1919年)、不戦条約(1928年)によってさらに具体化され、戦争の全面的に禁止するという方向に向かうことになる。そして第二次世界大戦後の国際連合のもとで、戦争を含めて武力行使のみならず武力による威嚇も禁止され、戦争の違法化と紛争の平和的解決による平和維持が徹底された。

18世紀の半ばから終わりにかけて国際社会の組織化がなされたのであるが、20世紀の初め国際組織あるいは国際法の歴史において画期的な二つの組織が設立された。第一次世界大戦後(1914~1918年)のヴェルサイユ講和会議において創設された国際連盟と国際労働機関(ILO)である。国際連盟は第一次世界大戦の経験から、戦争の防止と紛争の平和的解決による平和維持を目指す組織であった。これまでの国際行政機構と違うところは、すべての加盟国によって構成される総会、一部の加盟国によって構成される理事会が独自の意思決定を行い、これらの活動を事務的に支援する事務局が常設されたことである。これが普遍的国際機構の始まりと言える。同時に設立された国際労働機関(ILO)は政府、労働者、使用者の三者が話し合い、労働者の権利と生活を保障するための国際基準を定め、その基準の実施を監督することを目的とする。同時に設立されたこれらの組織体の誕生により、国際行政連合よりも一段と組織化の進んだ国際機構(International Organization)が一般化し、国際連合の設立とともに第二次世界大戦後多くの国際機構が設立されることになった。

IV 現代国際法の特徴

1 国際法適用範囲の更なる拡大

現代国際法の特徴の一つとして、様々な価値観をもった国家が国際社会に登場し、地理的にも質的にも適用範囲が拡大したことである。19世紀の中頃、国際法の適用がアジア諸国まで拡大したことによって、その適用範囲はそれまで維持されていた同質性を破り拡大

した。そして 20 世紀に入り第一次世界大戦後、ロシア革命により、それまでの自由主義・資本主義とは全く異なる、マルクス・レーニン主義を基調とする社会主義・共産主義国家が登場した。これによりさらに国際法の適用範囲が拡大した。しかし、20 世紀後半になるとベルリンの壁崩壊、それにともなう冷戦構造の終焉により、国際法の発展に様々な影響を与え、これらの勢力は大きく後退することになった。もう一つの流れとして、国連が設立されて、植民地体制の崩壊とともにアジア・アフリカ諸国が独立し、国際社会の一員となった。数の上でも多数を占める新興独立国（発展途上国）は、その後の国際法の成立に大きな影響を及ぼすこととなった。

これらの諸国の国際社会への参加は、西欧諸国の伝統と文化とは全く異なる諸国の台頭であり、21 世紀の国際社会に大きな影響を及ぼすこととなった。

2 人権の国際的保障

現代国際法におけるもう一つの特徴は、従来国内法上の問題とされていた人権の保障が国際法上の問題として取り上げられたことである。人権問題は、各国の憲法以下の国内法上問題であり、国際法的には国内管轄事項に属するものとして捉えられていた。ところが第二次世界大戦後、国連憲章において人権尊重が国連の基本目的として掲げられると、1949 年には国連総会決議として「世界人権宣言」が採択され、1966 年にはそれが「国際人権規約」として条約化された。また、第二次世界大戦中に行われた集団殺害等を禁止する「ジェノサイド条約」（集団殺害の防止及び処罰に関する条約）が国連総会において採択され 1951 年に発効している。その後多くの人権条約が成立し、その中には個人が直接国際社会に訴えることのできる、いわゆる個人の国際法主体性を認めているものもある。

V 現代国際法の射程

すでに述べたように、国際法の原点は、同質で対等な主権国家が併存する国際社会において、国家間の合意に基づき、国家間の関係を規律する法というものであった。これが 400 年という時代を経て変容してきている。第一に、ヨーロッパとしてキリスト教国という同質性が第二次大戦後アジア・アフリカ諸国を取り込むことによって変質し、第二に、国際組織や個人が国際社会という場に登場することによって、国家間の関係を規律するという原点も崩壊し、第三に、国際社会の組織化により主権制限という事実を受け入れざるを得なくなった。

今まで見てきたような変容と発展を遂げた現代国際法は、21 世紀の現代において、伝統的国際法においては思いもよらない、更なる進化と発展を遂げつつある。中でも、2003 年に設立された個人の国際犯罪を裁くための国際刑事裁判所、国連を中心に行われているテロリズム問題や環境問題への対応、WTO による紛争解決制度は注目に値する。これらの事象はマスコミ等に取りあげられることも多く、国際法をより身近感じられることも多いと思われる。

【参考文献】

- 横田洋三編著『国際関係法』放送大学教材（2006年）
- 杉原高嶺著『基本国際法』有斐閣（2015年）
- 一又正雄著『日本の国際法を築いた人々』（昭和48年）
- 拙稿「日本における近代国際法の発展」『憲法研究』40号（平成20年）